車両整備～車両整備：　概要

職務遂行のための基準

（概要）

車両の運行計画との調整を図りながら、日常点検整備と定期点検整備の計画の策定、点検・整備作業を行う仕事。

（仕事の内容）

仕事の内容は大きく２つに分けられる。定期点検は会社により専門の整備事業者に外注していることがある。

運行前点検（日常点検）　運行前点検表の策定、運行前点検実施状況の管理、車両整備不良箇所の処置を行う仕事。運行前点検そのものは、車両整備担当ではなく運転者が行うことが多い。

定期点検　定期点検計画の策定、定期点検整備の実施、車庫・備品の管理を行う仕事。定期点検整備を整備事業者に外注している場合は、完成検査・立ち会い調査、整備事業者に対する外注管理を行う。

（求められる知識・経験）

(1)（採用）車両整備の仕事を行うための学歴要件や必要最低経験年数は問われないことが多い。ただし、自動車整備士資格の保有を採用要件とする会社もあり、当該資格を取得するために一定の実務経験を要することもある。

(2)（知識）事業用自動車の保安基準等を定めた法令（道路運送車両法等）、事業用自動車の構造・装置、整備・改造に関する知識は必須となる。また、車両の運行計画に沿って車両の整備を行う必要から、長短期的な運行計画を把握しておく必要がある。環境対策による各種法令や車両の原動機・その他付加装置についても最新動向を把握しておく必要がある。

(3)（能力）運送車両を規定する各種法令や社内規則に基づいて確実に仕事を行う必要があることから、定められた手順を確実に遂行する能力、自ら問題箇所を発見し、適切な対応策を選択する能力が求められる。

（関連する資格・検定等）

- 道路車両運送法に基づく資格
- 自動車整備士
- 整備管理者